

札幌市立福井野中学校 いじめ防止基本方針

2021.5

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいた場合などにおいて、当該生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合があるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- * 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※札幌市いじめの防止等のための基本的な方針より

3 いじめについての基本的な考え方と取り組む姿勢

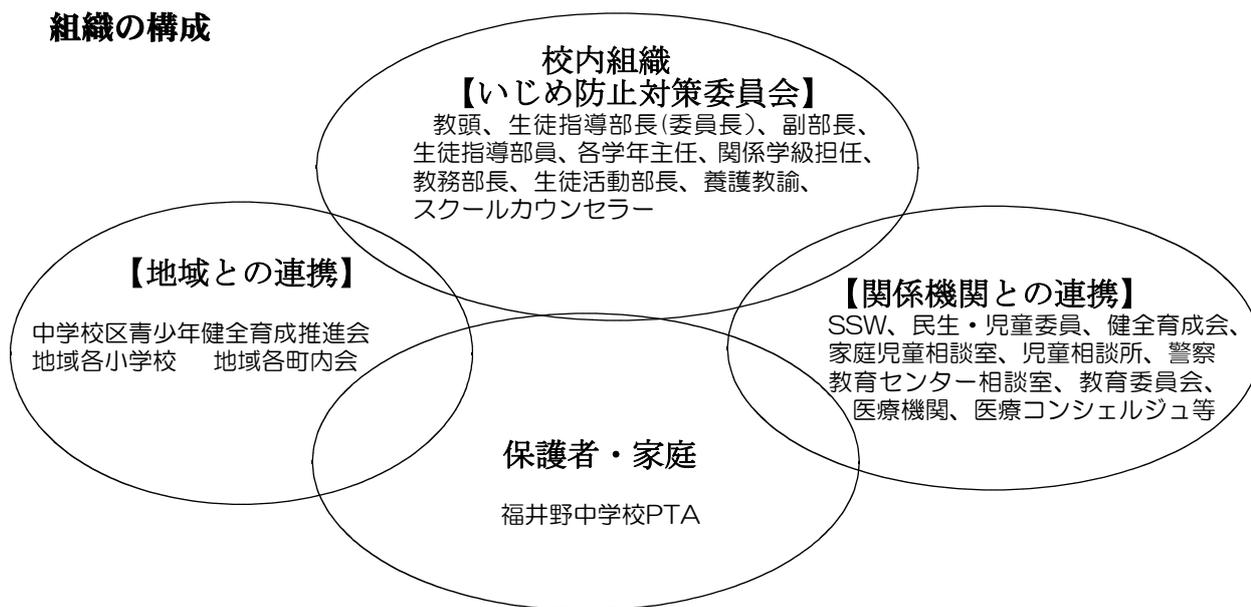
- いじめは、どの生徒にも起こり得ます。
- いじめは、被害者にも加害者にもなり得ます。
- いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害します。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えます。
- いじめは、いじめを受けた生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

「いじめは人として絶対に許さない」「いじめられている生徒の立場に立つ」という

確固たる姿勢で全校体制で組織的に取り組む。

4 いじめ防止のための取組・いじめ対応

組織の構成



〈未然防止のための取組・早期発見〉

- ① 授業・学級活動・給食・部活動での生徒観察・情報収集（全教職員）
- ② 積極的な情報収集共有（教師間、生徒間、保護者）
- ③ 相談活動の充実（人間関係の構築、プライバシー保護）
- ④ いじめや悩みに関するアンケートの実施
- ⑤ 生活常任委員会を中心とした啓発活動の推進（ピアサポート体制の構築）
- ⑥ 全校体制の情報モラルの指導の強化（教科、道徳、総合的な学習の時間等）

〈早期対応 『いじめ防止対策委員会』の招集〉

- ① いじめられている生徒、保護者の気持ちに寄り添い、誠意をもった対応に努める
- ② いじめられている生徒の側に立ち、保護者の同意を得て、詳細な事実確認
- ③ 第三者からも詳しく情報収集し正確な把握に努める
- ④ いじめている子どもには行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる
- ⑤ いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに周囲の生徒や保護者など第三者から詳しく情報を得る
- ⑥ 保護者、教育委員会、関係機関、専門機関、（場合によっては警察）との連携を図る

〈再発防止のための取組〉

- ① 反省と検証をもとにした事例研究（定期的な生徒指導研修会）
- ② 被害生徒の事後観察 心のケア（人間不信・PTSD等）、自己有用感の醸成
- ③ 加害生徒の事後観察 心のケア（怒り・感情コントロール）、道徳的意識の醸成
- ④ 一般生徒への道徳的指導 生徒同士の相互理解の重要性の醸成
- ⑤ 両保護者への説明責任を果たし、情報共有、理解と協力の要請を図る（継続的な家庭連絡）
- ⑥ 細やかな生徒観察
- ⑦ 安全・安心・温かい生活環境づくり

〈取組の評価〉

- ① 再発防止に向けて、定期的に本方針の有効性を点検するなど、PDCAサイクルによる客観的な検証
- ② 学校評価アンケート等により、次年度に向けた取組を見直し

【重大事態への対処】

〈重大事態とは〉

- ◎ 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 金品等に重大な被害を負った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

- ◎ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

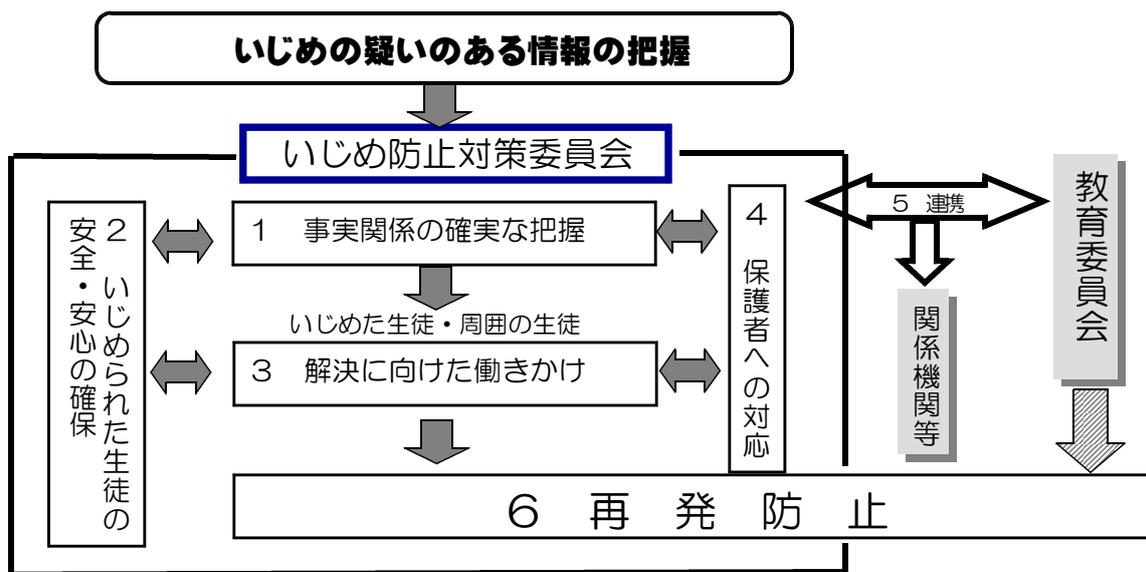
「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- ◎ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに校内対策組織を設け、事実関係を明確にするために在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

(重大事態の発生)・・・組織的ないじめ対応の流れ(対応フロー)



【いじめ防止対策委員会の対応】

| | |
|-------------------------------|--|
| 1 事実関係の 確実な把握 | <ul style="list-style-type: none">• 関係生徒全てに対して聴き取り調査（役割分担）• 正確な記録と再確認（5W1H）• 他校間の場合→学校間連携（教護・管理職）• 犯罪行為の場合→警察（管理職）• 市教委報告→（管理職） |
| 2 被害生徒の 安全・安心確保 | <ul style="list-style-type: none">• 被害生徒からの聴き取り（共感的な傾聴、心のケア）→SC等• 確実な安全確保と教育相談（担任、学年）• 主任から管理職への報告• 市教委報告（管理職） |
| 3 いじめた生徒等 への解決に向け た働きかけ | <ul style="list-style-type: none">• いじめた生徒の抱える問題に目を向けた指導• いじめを受けた生徒の苦しみ、いじめの行為の責任の自覚の指導• 本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復。• 周りの生徒へいじめられた生徒の苦しみを理解させる指導• 見て見ぬふりやはやし立てることが、いじめを深刻にさせることを理解させる指導 |
| 4 保護者への対応 | <ul style="list-style-type: none">• 速やかな対応（担任、学年）いじめの情報を把握したその日に、直接保護者と会って、事実関係を伝える（被害者、加害者双方に対して、把握した事実を迅速に）• 緊急保護者会（内容によっては保護者全体の対応：管理職判断） |
| 5 教育委員会、 関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none">• いじめを把握した段階で速やかに文書で報告• 見通し不明、長期化の場合、市教委と協議• 犯罪行為、人権侵害の疑い→関係機関との連携（管理職） |
| 6 再 発 防 止 | <ul style="list-style-type: none">• プライバシーを配慮し、再発防止への学級、学年指導（担任、学年）• いじめが解消している状態であっても、再発の可能性を考え、3か月は見守りや教育相談、保護者との連携を図る• 再発防止に向けて全校体制で人権尊重の人間関係づくりに取り組む |